



# OSAKAベーシックニュース

2013年10月  
第8号

OSAKAベーシック法律事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-3-6 淀屋橋 NAOビル 3階  
<http://www.o-basic.net/> Tel06-6226-5535 Fax 06-6226-5536

## まだまだ発展途上です

### この号の内容

- 1 ごあいさつ
- 2 B型肝炎ウイルス感染者給付金制度をご存じですか？
- 3 事務所の近況
- 4 取扱い業務

---

給付金制度が  
できました

---

平成23年9月に当事務所を立ち上げ、はや2年がたちました。この間、新規サービスの立ち上げ、所内システムの効率化、中村弁護士の加入などに追われ、あっという間に2年が経ってしまったという印象です。

まだまだ発展途上、今後もよろしくお願いします。

(弁護士 井上 元)

## B型肝炎ウイルス感染者給付金制度をご存じですか？

### 1 救済制度の施行

幼少期に受けた集団予防接種等の際に、注射器が連続使用されたことによってB型肝炎ウイルスに持続感染した方が、国に対して損害賠償を求める集団訴訟を提起され、裁判所の仲介の下で和解協議が勧められました。その結果、平成23年6月、国と原告の方との間で「基本合意書」が締結されました。

そして、今後提訴される方々への対応も含めた全体の解決を図るため、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が平成24年1月13日から施行され、裁判上の和解等が成立した方に対し、法に基づく給付金が支給されるようになりました。

### 2 給付金

病態によって給付金の額がかわります。具体的な額は、以下の通りです。

病態等	金額
死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円
肝硬変（軽度）	2,500万円
慢性B型肝炎	1,250万円
20年の除斥期間が経過した慢性B型肝炎の方で、現在も慢性肝炎の状態にある方等	300万円
20年の除斥期間が経過した慢性B型肝炎の方で、現在は治癒している方	150万円
無症候性キャリア	600万円
20年の除斥期間が経過した無症候性キャリア	50万円

※ 訴訟手当金として、上記給付金額の4%が弁護士費用の一部として支給されます。  
※ 無症候性キャリアとはB型肝炎ウイルスに感染しているけれど、症状が出ていない人のことです。



### 3 支給を受けるための要件

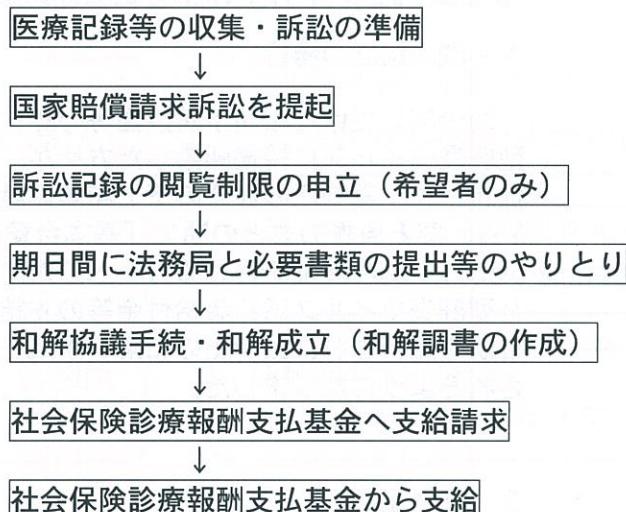
厚生労働省発行の『B型肝炎訴訟の手引き』に詳しく記載されておりますが、要件①から⑤の5つをみたす必要があります。

- ① B型肝炎ウイルスに持続感染していること
- ② 満7歳になるまでに集団予防接種等を受けていること  
(昭和16年7月2日～昭和63年1月27日までに生まれた方が対象になります。)
- ③ 集団予防接種等における注射器の連続使用があったこと
- ④ 母子感染でないこと
- ⑤ その他集団予防接種等以外の感染原因がないこと

### 4 訴訟の提起が必要です

B型肝炎ウイルスの感染には様々な原因が考えられますから、裁判手続の中で、支給を受ける要件を満たすか確認され、和解が成立してから、社会保険診療報酬支払基金へ給付金の支給を請求します。

**訴訟提起が必要です**



### 5 除斥期間に注意

肝硬変、慢性B型肝炎などの発症から20年の除斥期間にかかります。20年を経過すると給付金の額は大きく変わります。

例えば、慢性B型肝炎の場合、発症から20年を経過していなければ1250万円の支給に対し、経過していれば、300万円か150万円にとどまります。

### 6 平成29年1月12日までに提訴する必要があります

この法律は時限立法であり、施行日から5年を経過するまで（すなわち平成29年1月12日）までに訴訟を提起しなければなりません

B型肝炎ウイルスは、本人の自覚なしに感染していることがあります。集団予防接種を幼少期に受け、その際、注射器の連続使用があったことなどを知らない人は多いと思います。B型肝炎ウイルス検査は、近くの保健所や医療機関で無料または低額で受けることができますので、過去にB型肝炎ウイルス検査をしたことがない人は一度受けてみてもいいでしょう。

(弁護士 中村友彦)

## 事務所の近況

酷暑の夏もようやく過ぎたようで、朝晩は涼しく、やっと秋がやってきました。

○○の秋と言うように、秋には色々な秋があります。

たとえば「読書の秋」ですが、読書は好きなので秋に限らず一年中何かしら本を読んでいます。秋にじっくり読むというよりは、お盆休みやお正月休みといった長い休みにじっくり読むことが多いので、読書は秋に限らずといったところでしょうか。

「芸術の秋」は、ゆっくりと美術館巡りをしたいところです。「スポーツの秋」は一番悩むところです。最近まったく運動をしていないので、体が鈍っているのが自分でもよくわかります。そろそろ何か運動をしないと、と思ってはいるのですが・・・。

「食欲の秋」。こちらも読書と同じく秋に限らず一年中ですが、秋は美味しいものが多いので食欲が湧きます。栗やかぼちゃを使ったお菓子も売り出されますし、サンマも美味しい季節です。

やっぱり私にとっての一番の秋は「食欲の秋」でしょうか。



(事務局 鈴木)

裁判所へ行くのに京阪淀屋橋駅の前を通ったところ「鞍馬・貴船 1day チケット」のパンフレットを発見。2時間程で鞍馬から貴船まで歩けるとのことで、避暑地を求め8月末に行ってきました。

叡山電鉄の鞍馬駅から鞍馬寺その他各所を回って貴船神社まで、軽いハイキングの様な気持ちでいましたが、鞍馬寺の入口の仁王門をくぐり、森の中に立つ赤い鳥居が鞍馬天狗のイメージだなあとか呑気なことを思っていると目前に坂、坂、坂、それはまあ急な登り坂。果敢に挑むものの運動不足の為、息も切れ切れで貴船神社まで終始無言・・・

それでもパワースポットと呼ばれるだけあって、鞍馬寺本堂からの山々の景色は素晴らしいかったです。これから季節は紅葉も綺麗ですので、体力に自信のある方は是非行ってみてください。

途中の店舗に滝沢秀明主演の大河ドラマ「義経」のポスターが貼ってあったのが懐かしかったです。



(事務局 今井)

# 取扱い業務

1 当事務所の取扱い業務は下記のとおりです。

詳細は OSAKA ベーシック法律事務所のコーポレートサイトをご覧ください。

<http://www.o-basic.net/>

取扱い業務、弁護士紹介、事務所概要、アクセス、費用などの情報を掲載しています。

「債権回収無料相談」の頁を設けましたのでご利用ください。

2 「これが法律問題になるのか?」、「この程度のことでも弁護士に相談してよいのか?」とのお声をよくいただきますが、迷われる前に、まず、お電話ください。

交通事故と倒産の専門サイトを OPEN しました!



大阪遺言・相続ネット

<http://www.o-basic-souzoku.net/>

大阪交通事故相談ネット

<http://www.o-basic-kotsujiko.net/>

大阪離婚相談ネット

<http://www.o-basic-rikon.net/>

大阪倒産・破産債務整理相談ネット

<http://www.o-basic-saimuseiri.net/>

海外在住者のための無料メール相談

<http://www.o-basic.net/>

債権回収無料相談

<http://www.o-basic.net/>


**OSAKA ベーシック法律事務所**  
 Osaka Basic Law Office  
 〒541-0042  
 大阪市中央区今橋4丁目3番6号  
 淀屋橋NAOビル3階  
 弁護士井上元  
 TEL 06-6226-5535  
 FAX 06-6226-5536  
 URL <http://www.o-basic.net/>



「地下鉄御堂筋線及び京阪電鉄「淀屋橋」駅の10番出口から歩いて1分の至便の立地」淀屋橋odonoの南西斜め向かい